

富士五湖への動力船乗り入れには

年度毎・湖毎に

航行届の事前提出が必要です

船舶届
(初年度)

ステッカー交付

航行届
(年度毎・湖毎)

ステッカー交付
山中湖

ステッカー交付
河口湖

表示
義務



+



『みなし廃止制度』について（山梨県富士五湖の静穏の保全に関する条例第12条第2項）

- 「船舶届」のあった動力船について、10年以上連続して富士五湖に乗り入れがない（「航行届」がない）場合、「船舶使用廃止届」が提出されたものと見なします。
- みなし廃止となった動力船で富士五湖に乗り入れる場合は、再度「船舶届」が必要です。

山梨県